

平成29年10月農業委員会定例会議事録

日時	平成29年10月20日（水）午後1時30分～	
場所	さぬき市役所3階 301・302会議室	
	議事録署名委員の指名について	
日程第1	諸報告	
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について	(会長提出議案第1号～5号)
日程第3	非農地証明願いについて	(会長提出議案第6号～8号)
日程第4	農地法第4条に基づく申請審議について	(会長提出議案第9号～11号)
日程第5	農地法第5条に基づく申請審議について	(会長提出議案第12号～15号)
日程第6	農用地利用集積計画の審議について	(会長提出議案第16号)
	農用地利用配分計画について	(会長提出議案追加第1号)
日程第7	農業振興地域整備計画変更の答申について	(会長提出議案第17号～33号)
日程第8	農業経営改善計画の審査について	(会長提出議案第34号)
日程第9	青年等就農計画の審査について	(会長提出議案第35号)
日程第10	土地改良換地計画に対する同意について	(会長提出議案第36号)
日程第11	その他	
出席委員	1 楠 豊 2 蓮池秋男 3 上野壽雄 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 大塚ノブ子 8 岡村義弘 9 小川義洋 10 神野 太 11 佐藤恭一 12 芳竹和政 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 17 岩崎治樹(会長職務代理者) 18 松原俊幸(会長)	
欠席委員	16 藤澤 明	
事務局	山下智資課長補佐 北野茂雄課長補佐 佐藤仁美副主幹	
農林水産課	杉浦寿副主幹	
農地機構	谷口孝農地集積専門員 松岡一海農地集積専門員	
傍聴者	無	

議長（会長） ご案内を申しあげました平成29年10月農業委員会定例会の定刻が参りましたので、開会致します。

本日提案いたします案件については、事前に各地区で現地確認し調査いただいていると思いますのでよろしくお願い致します。

また、本日、新規就農の案件があり、事前に各地区の代表者及び会長職務代理人と私の7人で、聞き取り調査を行っていますので、関係する案件について、のちほど地区代表委員から報告いたしますので、よろしくお願い致します。

本日の出席は18名中17名の出席で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき過半数の出席ですので成立することを宣言致します。

では、議事録署名ですが私の方から指名致します。それでは7番大塚委員さん、8番岡村委員さん、よろしくお願い致します。では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。続いて、事務局より諸報告があります。

事務局 農地法第18条第6項に基づく通知については、第1号は売買のため、第2号は貸人の要望、使用貸借終了農地返還通知については、第3号から第5号は借り手の変更の利用権の中途解約について報告。

議長（会長） 事務局の報告が終わりました。

では、日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について、会長提出議案第1号から第5号を議題とし一括上程します。事務局からの説明を求めます。

事務局 第1号議案、第2号議案については、●●●●●●●●の案件、第3号議案については、借入地の取得、第4号議案、第5号議案は、●●●●の案件です。第1号から第3号については、経営農地は適切に管理しており、下限面積を満たしています。権利は●●●●●●を伴うものです。また、第4号、第5号については、2件あわせて下限面積を満たしており、いずれも農地法第3条許可の要件を満たすものと判断されます。以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終了致しました。本議案については、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、各地区の代表委員から調査結果の報告をお願いします。なお、●●地区の案件の議案第4号、5号については、●●●●の案件であり事前に聞き取り調査を行っていますので、その結果も併せてご報告をお願いします。●●地区からお願いします。

岩崎治樹委員 第1号議案です。地区としては、問題なのでよろしくご審議をお願いします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

佐藤恭一委員 2号案件については、遺産分割によるもので、相続ができて、甥からの贈与によるものです。3号案件については、解約後、借り人への売買です。問題ないことを報告します。

議長（会長）	続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。
十河道夫委員	4号、5号ですが、ヒアリングを行いました。申請人と父親、母親の3人で園芸関係の農業をしたいとのこと。農機具等はそろっているそうです。申請人は、愛媛県在住でこちらにいません。間もなく退職するようで、ご主人と共に農業をするそうです。地区としては、問題無いことを報告します。
議長（会長）	各地区代表委員の報告が終わりました。 議案第1号から第5号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
小川義洋委員	4号、5号ですが、5号の使用貸借の期間が過ぎて、返還になった場合、下限面積を下回るが、それはどうなるのですか。
事務局	取得した時点での判断となります。その後については、引き続いて貸借等で経営規模拡大の検討をして頂くことになります。
議長（会長）	他にありませんか。
全委員	発言なし。
議長（会長）	それでは、議案第1号から第5号につきましてお諮りします。議案第1号から第5号についてご異議ございませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第1号から第5号を原案のとおり認めることと致します。
議長（会長）	日程第3非農地証明願いについて、会長提出議案第6号から第8号を議題とし一括上程致します。それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	今回の非農地証明願いの案件3件あり、面積にして3, 141㎡、5筆です。 それでは、個別案件の説明をいたします。 議案第6号は、現状は平成元年頃から約20年以上耕作不能な状態が継続し山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。 議案第7号は、農機具等の保管場所のための倉庫であり、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。 議案第8号は、現状は昭和54年頃から約30年以上耕作不能な状態が継続し山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。

議長（会長）	事務局の説明が終わりました。本議案については、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので●●地区、●●地区、●●地区の代表委員から調査結果の報告をお願いします。●●地区からお願いします。
大塚ノブ子委員	6号議案ですが、現地確認を行いました。雑草が覆い茂り、山林になると隣接地に影響がでるのではないかと判断に迷いました。こんなところへ山を作っていいのだろうかということになり、この場でご審議をお願いすることとなりました。
議長（会長）	続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。
神野太委員	先日、関係委員で現場を確認しました。道路と隣接しており、道路の横に墓地があり、草もなくきれいであり、農業用倉庫として利用しております。よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。
寒川巧委員	先日、現地確認をしました。50年近く作られていなく、山林化しており、止むを得ないと判断しております。
議長（会長）	各地区代表委員の報告が終わりました。 議案第6号から第8号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
上野壽雄委員	非農地証明する、主旨は何ですか。税金対策とかあるのでしょうか。
事務局	非農地証明は、現況が農地でなく、今後農地として復旧できないものである ので、非農地証明をするというものです。
上野壽雄委員	その後、申請者が何かをするから出てきているものではないでしょうか。
岩崎治樹委員	課税については、現況課税ですので、山林化しているのであれば、山林だと思 います。大塚委員の報告のあった場所については、河川沿いで、農地への進入 路もなく、山林化して、非農地証明することは、止むを得ないと思います。
岩澤佳宣委員	周りに農地があるので、山林にされると影響がでるのでは、ないのですか。
大塚ノブ子委員	私もそう思いました。何か思惑があるのでは、ないかとも思いました。
議長（会長）	その時の●●地区の判断は、どうなったのですか。
大塚ノブ子委員	私たちでは、判断できず、全体会で審議することとなりました。

十河道夫委員	山林化して、隣接に農地があり、影響するのであれば、周りの人たちが苦情を いうと思います。これはこれでいいと思います。
大塚ノブ子委員	確かに進入路はありません。
岡村義弘委員	今までであれば、山林に隣接していて、申請があったと思いますが、この場合 違うのではないかと。
岩崎治樹委員	昨年の農地パトロールにより、農地に戻らないと赤判定している。だから、申 請をしてきている。
大塚ノブ子委員	岩崎委員は、山林と認めるのですか。
楠豊委員	山林ということではなく、農地ではないということである。山に認めること ではない。
小川義洋委員	農地だと農業委員会から指導できるが、農地から外れると指導できず、周りの 農地に影響がでるのではないかと。
事務局	農地パトロールにより、農地に戻らないと赤判定をしており、その上で申請を している。山林化しているものでも管理は必要であり、非農地証明を受けた後 も山林として管理する義務はあります。
議長（会長）	他に質問はありませんか。
岩澤佳宣委員	7号議案で、農業機具の保管倉庫の他に、先々に家とか建つ計画があるのでし ょうか。
事務局	申請は、農機具等の保管倉庫であるから、非農地証明を受けられものである。 家だと非農地証明の申請はできません。
議長（会長）	他に質問はありませんか。
全委員	質疑なし。
議長（会長）	それでは、議案第6号から第8号につきましてお諮りします。議案第6号から 第8号についてご異議ございませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第6号から第8号を原案のとおり認めることと致します。

議長（会長）	日程第4 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第9号から第11を議題とし一括上程致します。それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	今回の第4号案件は3件あり、面積にして1,562㎡3筆です。それでは、個別案件の説明を致します。 議案第9号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●です。無断転用で併せ利用地があります。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●●です。 議案第10号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●です。無断転用です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●●です。 議案第11号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●●●●です。農振個別除外済です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●●です。
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。尚、本議案については、●●地区の関係案件ですので、●●地区の代表委員から調査結果の報告をお願いします。
大塚ノブ子委員	関係委員で現地を確認しました。9号、10号とも問題はありません。ご審議をお願いします。
岩崎治樹委員	議案第11号については、地区としては、認めることとしました。ご審議をよろしくをお願いします。
議長（会長）	●●地区代表委員の報告が終わりました。議案第9号から第11号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。ご意見ございませんか。
全委員	発言なし。
議長（会長）	それでは、議案第9号から第11号につきましてお諮りします。議案第9号から第11号についてご異議ございませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第9号から第11号を原案のとおり認めることとし香川県に進達致します。

佐藤恭一委員	議案第15号については、問題ないことを報告いたします。
議長（会長）	各地区代表委員の報告が終わりました。 議案第12号から第15号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
寒川巧委員	15号ですが、1種農地の一時転用となっておりますが、工事終了後、農地の復旧はどのように確認するのでしょうか。
議長（会長）	工事終了後は、元の農地戻る予定です。
佐藤恭一委員	業者に確認をとりました。県工事にかかる一時転用です。申請人の●●●●さんは、熱心な方で、復旧後は、水稻をするそうです。
議長（会長）	他に質問はありませんか。
全委員	質疑なし。
議長（会長）	それでは、議案第12号から第15号につきまして、お諮りします。議案第12号から第15号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、原案のとおり認めることとし香川県に進達致します。
議長（会長）	日程第6 農用地利用集積計画の審議について会長提出議案第16号を上程致します。なお、今月の議案で整理番号9番が小川委員の関係議案になり除席対象議案になりますので後で別審議と致します。では、事務局から説明を求めます。
事務局	議案書の6ページをお開きください。会長提出議案16号についてご説明致します。農地機構への所有権移転が2件です。出し手の方は、●●●●●●●●●●、●●●●●●さん2件となっております。 7ページをご覧下さい。先ほど会長が言われました小川委員さんの案件を除いて26件です。個人が13件、法人が3件、中間管理機構が10件となっております。26件の内新規が14件、再設定が12件でございます。26件のうち、賃借権が15件、使用賃借権が11件でございます。賃借権の内訳としまして、現金2,000円が4件、5,000円が3件、10,000円が6件、15,000円が1件、物納が1件となっております。期間については、10年が7件、7年が1件、6年が5件、5年が9件、3年が4件となっております。以上です。

議長（会長）	説明が終了致しました。質疑に入ります。 尚、本案件につきましては案件も多く時間がかかりそうですので一括して質疑に入ります。質疑等ある場合、整理番号等指定の上、ご発言下さい。
上野壽雄委員	農地機構に質問します。私の方で貸し手方が見つかり、お願いすれば、借り手がすぐに見つかるのでしょうか。
谷口農地集積専門員	申し出をして頂いた農地について、全てがいけるかどうかはわかりません。担い手がいるところいないところがあるので、難しい状況です。水利費やほ場の状況等があり、成立するのかが変わってきます。
議長（会長）	他にございませんか。
全委員	質疑なし。
議長（会長）	それでは、議案第16号について、整理番号9番以外のものについて、原案どおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	では、原案のとおり認めることといたします。 続きまして、小川委員の関係議案である整理番号9番の審議に入ります。 それでは、小川委員の退席を求めます。 (小川委員退席)
議長（会長）	では、事務局から説明を求めます。
事務局	小川委員さんの議案については、新規が1件で、5年の使用貸借権となっています。
議長（会長）	説明が終わりました。質疑はありませんか。
全委員	質疑なし。
議長（会長）	なければ原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	では、原案のとおり認めることといたします。 退席されている小川委員の再入場を認めます。

(小川委員再入場、着席)

議長 (会長) それでは、ただ今「農用地利用集積計画」が認められましたので、追加議案として「農用地利用配分計画について」を上程したいと思います。いかがでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長 (会長) 暫時、休憩致します。
(資料配布)

議長 (会長) 再開します。
それでは、会長提出追加議案第1号「農用地利用配分計画の承認について」を追加提案いたします。事務局より説明を求めます。

事務局 今月は、農用地利用配分計画24件について説明します。貸付先は個人が5件、法人が19件で全て区域内となっております。新規が22件あります。設定する権利等については賃借権が21件、使用貸借権が3件です。期間は10年が13件、6年が10件、3年が1件となっております。利用内容は麦、水稲が中心となっております。以上です。

議長 (会長) 説明が終わりました。何か質疑等はありませんか。

全委員 質疑なし。

議長 (会長) 無ければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長 (会長) では、原案のとおり承認いたします。

議長 (会長) 日程第7 農業振興地域整備計画変更の答申について会長提出議案第17号から第33号を議題とし一括上程致します。事務局の説明を求めます。

事務局 農業振興地域整備計画変更の答申について、会長提出議案第17号は除外後の用途は●●●で、第2種農地です。併せ利用地が有り旧●●●です。
会長提出議案第18号は除外後の用途は●●●●●●●●●●で、第2種農地です。旧●●●です。
会長提出議案第19号は除外後の用途は●●●●●で、第2種農地です。旧●●●●です。
会長提出議案第20号は除外後の用途は●●●●●で、第2種農地です。旧●●●

●です。

会長提出議案第21号は除外後の用途は●●●●●●●●で、第2種農地です。旧●●●です。

会長提出議案第22号は除外後の用途は●●●●●で、第1種農地です。併せ利用地が有り旧●●●です。

会長提出議案第23号は除外後の用途は●●●●●で、第2種農地です。一部無断転用で旧●●●です。

会長提出議案第24号は除外後の用途は●●●●●で、第2種農地です。併せ利用地が有り旧●●●です。第25号、26号と関連があります。

会長提出議案第25号は除外後の用途は●●●●●で、第2種農地です。併せ利用地が有り旧●●●です。

会長提出議案第26号は除外後の用途は●●●●●で、第2種農地です。併せ利用地が有り旧●●●です。

会長提出議案第27号は除外後の用途は●●●●●で、第2種農地です。無断転用で併せ利用地が有り旧●●●です。

会長提出議案第28号は除外後の用途は●●●●●で、第2種農地です。一部無断転用で併せ利用地が有り旧●●●です。

会長提出議案第29号は除外後の用途は●●●●●で、第2種農地です。一部無断転用で併せ利用地が有り旧●●●です。

会長提出議案第30号は除外後の用途は●●●●●で、第2種農地です。併せ利用地があり旧●●●です。

会長提出議案第31号は除外後の用途は●●●●●で、第2種農地です。併せ利用地があり旧●●●です。第32号、第33号と関連があります。

会長提出議案第32号は除外後の用途は●●●●●で、第2種農地です。併せ利用地があり旧●●●です。

会長提出議案第33号は除外後の用途は●●●●●で、第2種農地です。併せ利用地があり旧●●●です。

事務局からの説明が終わりました。尚、本議案については、●●地区、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、各地区の代表委員から調査結果の報告をお願いします。●●地区からお願いします。

蓮井セツ子委員

●●地区の関係案件について、去る10月13日に関係委員で現地確認をしました。問題ないと判断しております。第19号については、申請者は、酪農をしており、現在の家の立地条件が悪く災害等で被災を受けているところです。今回の申請については●●●●●であり、農振除外要件を満たしていないところはあるが、止むを得ないと判断しております。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

岡村義弘委員

20号については、水利の同意もあり認めることとしています。21号につい

ては、遊休農地であり、認めることとしております。22号は1種農地ですが、息子の家のための拡張であり、認めることとしております。23号は、県道拡張工事による移転であり、認めることとしております。24号から27号については、遊休農地であり止むを得ないと判断しております。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

佐藤恭一委員 第28号ですが、無断転用の是正であり、止むを得ないと判断しております。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

十河道夫委員 第29号は、事務局の説明のあったとおりで、問題ないと判断しております。

寒川巧委員 第30号は、問題ないと判断しております。第31から第33号ですが、遊休農地で、●●●●として申請がでているもので、止むを得ないと判断しております。

議長（会長） 各地区代表委員の報告が終わりました。
議案第17号から第33号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 質疑なし。

議長（会長） それでは、議案第17号から第33号につきまして、お諮りします。議案第17号から第33号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、原案のとおり認めることと致します。

議長（会長） 日程第8 農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第34号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

事務局 農業経営改善計画認定要領に基づく農業経営改善計画の説明。
●●●●さん、さぬき市●●●●●番地●、生年月日は昭和●●年●月●日です。営農類型は、酪農です。詳しくは、別紙農業経営改善計画認定申請書をご覧ください。

議長（会長） 事務局の説明が終わりました。本議案については、●●地区の関係案件ですので●●地区の代表委員から補足事項等がありましたら報告をお願いします。

蓮井セツ子委員	補足はありません。
議長（会長）	●●地区代表委員の報告が終わりました。議案第34号について質疑等がありましたら発言認めます。
全委員	質疑なし。
議長（会長）	それでは、農業経営改善計画の審査について、議案第34号についてお諮りいたします。異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、原案のとおり承認することと致します。
議長（会長）	日程第9 青年等就農計画の審査について、会長提出議案第35号を議題と致します。事務局より説明を求めます。
事務局	認定新規就農者認定要領に基づく青年等就農計画の説明。 ●●●●さん、さぬき市●●●●●●●●●●番地、生年月日は昭和●●年●●月●●日です。営農類型は、露地野菜です。詳しくは、別紙農業経営改善計画認定申請書をご覧ください。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。本議案については、●●地区の関係案件ですので●●地区の代表委員から補足事項等がありましたら報告をお願いします。なお、聞き取り調査の報告も併せて報告をお願いします。
芳竹和政委員	ヒアリングを行いました。親の農地を借りて農業をしています。地元地区の方からの評判もいようです。
議長（会長）	●●地区代表委員の報告が終わりました。議案第35号について質疑等がありましたら発言認めます。
全委員	質疑なし。
議長（会長）	それでは、農業経営改善計画の審査について、議案第35号についてお諮りいたします。異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、原案のとおり承認することと致します。

議長（会長）	日程第10 土地改良換地計画の審査について会長提出議案第36号を上程します。事務局から説明を求めます。
事務局	事業名は農業基盤整備促進事業●●●●地区です。事業年度は、平成27年度から平成29年度までの3年間です。地区面積は、2.3ha、整地面積1.9haです。総事業費は、32,300千円で内換地費4,300千円です。換地計画概要は、権利者数12名で受益戸数5名です。平成29年9月19日の権利者会議において、換地計画権利者数12名の内3分の2以上の出席で、3分の2以上の賛成で換地計画が成立したことにより、農業委員会に土地改良換地計画に対する同意の意見を求めるものです。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。 議案第36号について、質疑がありましたら発言を認めます。
上野壽雄委員	権利者数と受益者の数が違うのは、どうしてですか。また、負担率は、いくらでしょうか。
事務局	調査して後日、回答いたします。
議長（会長）	他に質疑はありませんか。
全委員	質疑なし。
議長（会長）	それでは、議案第36号について、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	では、原案のとおり認めることといたします。 本日、上程の議案については以上ですが、日程第11その他で何かありましたら発言をお願いします。
全委員	なし。
議長（会長）	以上をもちまして、平成29年10月農業委員会定例会を閉会とします。慎重なる審議をありがとうございました。 (15時20分閉会)

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

- ・農地法第3条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・0名

- ・非農地証明願いについて
賛成委員・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・0名

- ・農地法第4条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・0名

- ・農地法第5条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・0名

- ・農用地利用集積計画の審議について
賛成委員・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・0名

- ・農用地利用配分計画について
賛成委員・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・0名

- ・農業振興地域整備計画変更の答申について
賛成委員・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・0名

- ・農業経営改善計画の審査について
賛成委員・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・0名

- ・青年等就農計画の審査について
賛成委員・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・0名

- ・土地改良換地計画に対する同意について
賛成委員・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 7 番

署名委員 8 番